

鳥羽市国際交流協会 サンタバーバラ市中学生及び親善使節団派遣・招致事業協力会員実施要綱第7条に定める費用弁償等については以下のとおりとする。

- (1) 引率者日当 1日につき5,200円
ただし、日当はサンタバーバラ市への派遣期間中のみ支給するものとする。
- (2) 通訳・翻訳謝金 1時間につき2,500円（※1日最大20,000円）
ただし、1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる。
- (3) ホストファミリー
謝金として、1日につき15,000円（食費を含む）を支給。
ただし、サンタバーバラ市の施設利用料・飲食代等は協力会員が負担すること。

※サンタバーバラ市引率者はサンタバーバラ市にて、鳥羽市引率者をホームステイで迎え入れ、すべて食費等を賄っています。そのため、鳥羽市での行程に関しては、食費等は受け入れ先の負担となりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

※入国時、出国時の空港から鳥羽市までの鉄道等の移動に係る旅費に関しては、サンタバーバラ市負担となりますので、支出していただく必要はございません。

※(1)及び(3)を同じ方が担う場合、これまでの「引率者」と同じ取り扱いとなりますので、(3)に対する謝金はございません。